

戸塚税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 244 - 8550 戸塚区吉田町 2001 番地 Tel 045 (863) 0011 (代表)

※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

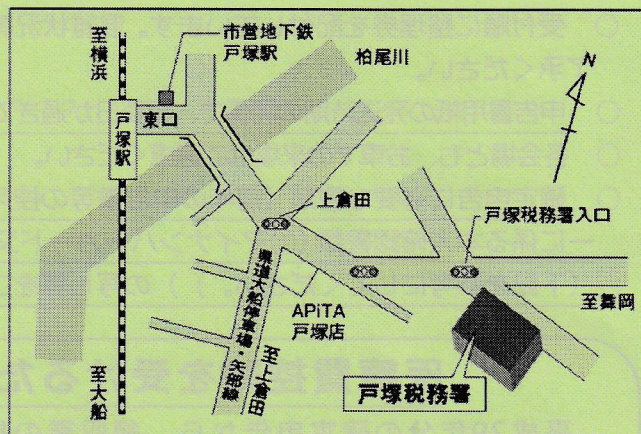
申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月)～ 3月16日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	戸塚税務署	戸塚区 吉田町 2001 番地	【受付】 午前8時30分から 午後4時まで 【相談】 午前9時15分から

(注) ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

【案内図】

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 1月21日(火)から当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。



会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

検索

STEP

国税庁ホームページでは、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。

2 申告書を作成

STEP

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

3 e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



(裏面もご覧ください。)



税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月28日（火） ～ 1月29日（水）	大正地区センター	戸塚区原宿3-59-1	午前9時15分から
2月5日（水） ～ 2月7日（金）	栄公会堂	栄区桂町279-29	午後3時45分まで

（注） 本年は、泉公会堂の改修工事に伴い泉公会堂での無料申告相談は実施しません。

- 小規模納税者（平成30年分の所得金額が300万円以下の個人事業主）の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合を除く。）。
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にご提出（郵送可）ください。
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 受付順に整理券を配付しています。混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎている場合がございますがご了承ください。
- 各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。
- 確定申告に必要な書類（前年の申告書等の控えを含む。）、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類（下記を参考にしてください。））の写し等をご持参ください。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となりました。）

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。
- ※ 2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。